

## 新型コロナウイルス感染症の影響により

### 納税が困難な方には市税の納税の猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により市税を納付することが困難な場合には、納税の猶予制度があります。下記の事由に該当するような場合は、いずれかの猶予制度（徴収猶予、換価の猶予）が認められますので、まずはご相談ください。個別具体的な状況に応じて猶予制度の内容や手続きをご案内いたします。

ご来庁の場合：神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎5階  
お電話の場合：TEL 078-647-9475（直通） 8:45～17:30 ※土日祝除く  
神戸市行財政局税務部収税課

#### 事由

新型コロナウイルス感染症の影響により

- 離職した場合、収入が大幅に減少した場合
- 事業を休止または廃止した場合
- 事業の継続が困難となる場合
- 直近で事業損失が出ており、前年の同時期と比較して売上が大幅に減少している場合
- 本人または家族が罹患し、納税者が医療費等を負担している場合

※猶予制度を適用するにあたり、申請時に上記事由を証する書類（離職票、給与明細、医療費領収書、診断書等の写し）もしくは財産収支状況書の提出が必要となります。

#### 猶予制度の概要

- 原則、1年間猶予します。（1年後の状況により更に1年間延長が認められる場合があります。）
- 猶予期間中の延滞金が免除されます。
- 猶予期間中は財産の差押や財産の換価（売却）を行いません。
- 事業継続等に支障が出るものについては、原則、担保は必要ありませんので、担保提供が困難な場合は個別に相談ください。

※猶予されている市税の本来の納期限は変更されません。納税証明書を請求される場合は猶予されている市税であっても未納と記載されます。